（第２面）

焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	（略）	（略）	（略）
		（略）	
	（略）	（略）	（略）
		（略）	

（第４面）

備考 １～６　（略） ７　廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第７条第10号の２に掲げる施設に該当する場合に記入すること。 ８～11　（略）

様式第二十号（第十二条の五関係）

施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	

様式第二十二号（第十二条の九関係）

変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	

様式第二十九号（第十二条の十二の二十関係）

①廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
②廃棄物の数量（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量を含み、一括許可にあっては、輸入の回数及び数量の上限とする。）	

（第２面）

焼却灰等、汚泥等又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	（略）	（略）	（略）
		（略）	
	（略）	（略）	（略）
		（略）	

（第４面）

備考 １～６　（略） （新設） ７～10　（略）

様式第二十号（第十二条の五関係）

施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	

様式第二十二号（第十二条の九関係）

変更の内容	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	

様式第二十九号（第十二条の十二の二十関係）

①廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
②廃棄物の数量（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、一括許可にあっては、輸入の回数及び数量の上限とする。）	